

東京純心大学における研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京純心大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保について必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究インテグリティとは 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

(2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの適切な確保のため、体制の整備を図るものとする。

(研究費の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学学長をもってこれに充て、職名を公開する。

(統括管理責任者)

第6条 本学に、学長の下で研究インテグリティの確保に係る体制に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、学長が指名する図書館長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき大学全体の具体的な研究インテグリティの適切な確保に関する対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第7条 研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会の審議事項及び組織については、別に定める。

(専門委員会)

第8条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第9条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、図書・研究支援課長をもって充てる。

(危機事象に関する報告)

第10条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、危機事象に相当する事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況について、最高責任者に報告するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。